

十月十三日 敬呈、貴會へ移す。従事員例は不明以後  
種別種別を以て、従事員を種別し、給料を算取  
り、同様に高給員等も種別し、従事員と協同  
して、

一、一人に付き、百五十元若しくは一月を単位として、給料を算取  
るべき様子を、

二、大抵神戶名古元と同種工場に對し、従事員が往來中  
の給料一往來元を以て、種別を算取るべきこと

三、その他一般職工に對し、種別を算取るべきこと  
従事員例には最近別表一、如き定例を以て  
採りて、

a  
10.14

概の？

制衣靴従事員同志諸君に對し、

主として制衣靴に従事する者は、過去十数年の間は、家内  
工業的労働者であつたが、其の時代から、主として従

事員は、安んずる賃銀で働いて来た。而して近頃には、成つ  
て機械工業に、移つて来た。而して一層主として、

無産の労働者にして、是れを以て、賃銀の働かぬば  
なりなく、たゞ、主として、賃銀の働かぬば、

加、日々の生活にも、是れは、物價の高、米の値、も、上  
つて来た。今日何人も、主として、賃銀の働かぬば、

大坂工場には、主として、賃銀の働かぬば、  
り、主として、賃銀の働かぬば、

結局、主として、賃銀の働かぬば、  
り、主として、賃銀の働かぬば、